

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第48回）議事概要

平成29年3月10日実施（札幌地域委員会庶務）

1 日時 3月10日午前11時00分（午前11時20分閉会）

2 場所 札幌高等裁判所本館5階中会議室

3 出席者

（委員） 東 弘（札幌地方検察庁検事正）

池田 清治（北海道大学大学院法学研究科教授）

甲斐 哲彦（札幌地方裁判所長）

藤田 美津夫（弁護士（札幌弁護士会））

松村 操（藤女子大学非常勤講師）

（庶務） 立花札幌高裁総務課長

後藤札幌高裁総務課課長補佐

（説明者） 坂田札幌高裁事務局長

4 議題

（1）報告

（2）協議

平成29年10月から平成30年1月までの間の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

5 議事

（1）報告

庶務から，次の事項が報告された。

高崎秀雄委員の後任者として，東弘委員が任命された。

（2）協議

ア 庶務から，平成29年10月から平成30年1月までの間の裁判官指名候補者について，2月28日付けで送付のあった指名候補者の名簿等が提示され，情報収集に関する指名諮問委員会からの指示内容が報告された。

イ 当地域委員会に関する再任（判事任命）候補者についての情報収集については、指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長宛てに、審議資料として示された周知依頼文案（審議資料１から６まで）の書面を送付して、情報の提供を依頼することとされた。

また、周知先への周知依頼文案に添付する「裁判官指名候補者名簿」について、札幌地裁に所属する指名候補者に関しては、これまでと同様、発令日及び配属部を付記することとされた。

ウ 情報提供があった場合、各委員は庶務から連絡を受け、随時、閲覧することとなった。

エ 提供された情報に関する補充調査の必要性の有無、調査方法及び委員会招集の要否については、委員長と委員長代理が協議して決めること、また、提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合には委員会を招集することが確認された。

#### （４）次回開催予定

第４９回の札幌地域委員会は、追って調整することとされた（平成２９年６月に開催予定）。

以 上